

## 令和4年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	田 中 幸 治
総務課長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
建設課長	後 藤 英 司
教育文化課長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	笠 原 誠
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第3号）

令和4年6月15日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第29号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 第30号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第4 第31号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 第32号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第33号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 第34号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第35号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第36号議案 旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止について
- 日程第10 第37号議案 町道の路線認定について
- 日程第11 第38号議案 財産の処分について
- 日程第12 第39号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 第40号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 第41号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 第1号請願 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願

日程第16 第2号請願 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、みなと公園と新こども館について質問させていただきます。

笠松みなと公園を質問するに当たり、ボランティアで清掃作業をしていただきました加藤組の社長さんと1時間ほどお話をさせていただきました。運動公園のつき山とか、それから商工会の問題など、たくさんの時間をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは本題に入ります。

笠松みなと公園は、平成12年に公園整備基本計画策定の発注を受け、整備構想検討懇談会を設置され、平成13年に事業期間、平成13年5月から平成18年3月、面積4.7ヘクタールで事業認可申請をされました。事業期間は3年延長となり、最終的に平成22年3月31日に笠松町誕生120年記念公園として完成しました。その後、平成24年に四季の里広場0.8ヘクタールを追加し、5.5ヘクタールの笠松みなと公園となりました。笠松みなと公園は、花火大会やかさマルシェ、Eボード大会など、各種のイベントや町民の憩いの場として活用されておりますが、河川敷であるがゆえに、その維持管理が重荷となってきておるのが現状であります。

先ほど議長さんが言われましたように、地球の温暖化や木曽川上流部での線状降水帯による降雨による最近の木曽川の洪水状況を見ていますと、令和2年7月の洪水では川島大橋が傾き、そのときの犬山頭首工で毎秒8,608トンの流量を観測いたしました。また、令和3年5月の洪水は毎秒6,954トン、8月の洪水は毎秒1万141トンでありました。特に8月の洪水は、犬山頭首工が昭和41年に完成し、国が直轄管理をしておりますが、昭和58年に次ぐ2番目の水量となっております。

土砂除去等の財源は、充当率100%の災害復旧事業債で、元利償還金の一部の割合が交付税に算入されるということですが、いずれにしても借金であります。つまり、木曽川の洪水のたびに、笠松町の借金が1,000万円近く増えるというわけであります。これは、みな

と公園だけについてであります。現状は、その充当率100%の災害復旧事業債ですら重荷となっており、ボランティアを活用したり、土砂を全て除去しないで放置したり、土砂の搬出がされないままであったり、せせらぎの土砂撤去をしない方針を打ち出すなどされております。

今回、令和3年8月の土砂撤去等は、5か月後の令和4年1月18日に笠松みなと公園土砂撤去及び遊具地盤修繕工事として660万円で発注されました。その工事の請負業者への当初の説明や木曾川上流事務所との連絡調整が不十分で、最終的に企業さんの厚意によりせせらぎの土砂は撤去されましたが、土砂は公園の中に置かれたままと聞いております。土砂を撤去しない方針を議会で説明しておきながら、請負業者の社長と町長、副町長の打合せで撤去することとされ、その説明が3月議会の3月17日の部長答弁まで2か月以上も明らかにされず、誠に遺憾であります。

私も町民の方に、せせらぎは花壇にすることになったと3月11日まで町の方針を説明しておりましたが、町民の方から指摘を受け、当日現地を見に行き、撤去を確認した次第であります。本当に洪水のたびの出費が負担であれば、占用で借りているから災害復旧事業債でよしとするのではなく、例えば国が直轄で管理している犬山頭首工の水量が毎秒8,000トンを超えるようなスーパー洪水の場合は、国に助けをもらう方法として、木曾上だけでなく、地方整備局への要望を考えてもよいのではないのでしょうか。

そこで、笠松みなと公園について、3点お尋ねをいたします。

まず1点目は、維持管理の方法について、現在の考え方をお聞かせください。

2点目は、撤去土砂の処理についてどのように考えておられるかお聞かせください。

最後に、国への新たな要望について考えがあればお聞かせを願います。

続きまして、新こども館について質問をいたします。

経緯を確認してみますと、新こども館は、令和2年当初予算に調査設計業務委託料を計上するとともに、基本計画策定支援業務を締結し、主任児童委員、子ども・子育て支援団体、保護者を代表する方、学識経験者、公募による方など20名で構成されるこども館検討懇談会を立ち上げられ、その支援をされました。6回の懇談会のほか、先進地を視察するなどして意見を集約されたと聞いております。並行して、防疫組合跡地の地盤調査を実施され、プロポーザルにより選定された業者に設計が発注されております。なぜか基本設計が設計業者に発注される1か月前、第3回定例会の令和2年9月24日に追加議案として提出されております。

また、工事請負契約と監理業務委託は、令和3年3月25日と26日に契約がされております。工事請負業者は、約1か月後の令和3年4月23日に安全祈願祭を実施し、工事に着手をしております。そして、令和3年第2回定例会に提出した議案では、約3,000万円の増額の変更契約が締結をされております。備品購入につきましては、町の直接発注となっております。また、工事請負、施行管理につきましては、令和3年12月31日までとなっておりますが、1か月延

長され、令和4年1月31日までとなりました。新こども館が無事に完成し、雪がちらつく中、令和4年3月6日にオープニングセレモニーが行われたところでございます。

令和2年第3回定例会の一般質問において、尾関議員からは、こども館は児童、乳幼児の心身の健康を増進し、その情操を豊かにし、健全な育成を図ることを目的とした施設である。また、こども館は昭和43年に建設をされ、老朽化と借地の問題があるなどの発言がありました。また、田島議員からは、こども館は老朽化しているので、リノベーションを行っても結局は維持管理費が高くつくという説明があったが、3年ほど前、建物が古いが、使用価値があると判断し、600万円ほどをかけて修繕されております。今年、令和2年になって、急に新設の話が出てきていると、このままでいけないのかという発言もございました。

また、令和2年8月27日の第3回懇談会において、担当課より、いきなり桜町防疫組合跡地に1億8,000万円で新築するという基本計画と、コンペで選ばれた設計会社の図面が発表されたなどの発言がされております。町長さんは、答弁や9月1日の全員協議会でも説明されましたが、全く白紙の状態から、できる限り多くの方から意見を聞いて、基本計画の案をつくったとおっしゃいました。今後進めていく基本計画については、検討懇談会だけではなく、利用する子供たちからの意見を積極的に取り入れていくなどなど、町長さんの熱い思いは十分理解した上で、以下4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、設計業者の選定方法についてお聞かせをください。

2点目は、防疫組合跡地地盤調査業務委託をなぜ設計業者に発注したのかお聞かせください。

3点目は、令和2年第3回定例会の議案について、時期と内容についてお聞かせをください。

最後に、一連の契約事務についての考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**○議長（川島功士君）** 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

**○町長（古田聖人君）** 高橋議員さんからの一般質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、笠松みなと公園について、せせらぎ水路の維持管理を含めた今後の方針についてであります。せせらぎ水路につきましては、木曾川の増水のたびに土砂が堆積する状況であったため、その都度多額の費用をかけて清掃することが財政負担になることを鑑み、昨年12月、議員の皆様には今後は撤去しない方針であることをお伝えしました。その後、園路の土砂撤去工事を発注したところ、施工業者の御厚意により、せせらぎ水路の清掃を無償で実施していただきました。昨年12月の説明と異なる対応になったこと、その報告を怠ったことにつきましては、3月議会にも長野議員より同様の質問をいただき、説明とおわびをいたしましたが、改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、今後の方針としましては、昨年12月に申し上げましたとおり、せせらぎ水路に土砂が

堆積した場合、費用をかけて清掃を行わないように考えております。ただし、園路におきましては、公園利用者の安全性、利便性を最優先に考え、清掃作業を行っていきたいと考えております。今後も、状況に柔軟に対応しながら検討いたしていく方針であります。

土砂処理の考え方についてであります。現在、撤去土砂は、みなと公園園路外の川べりに積まれた状態となっております。園路の早期開放のために土砂撤去を行ったものであります。今回は、令和3年5月と8月の2回の増水被害を受けたことにより、土砂の量が約600トンと膨大になりました。その土砂撤去について、国土交通省と協議を行い、その中で、河川法では原則許可なく土砂の搬出は認められていませんが、自治体による搬出处分は協議の対象になるとの見解をいただきました。しかしながら、多額の費用を要することから、搬出处分を断念いたしました。

また、原則、木曾川への投棄は認められず、木曾川・長良川下流漁業協同組合からも漁場の関係上、投棄はやめていただきたいとお話もありましたので、やむなく園路外の川べりの存置を選択せざるを得ないものであります。しかしながら、今後の増水被害を考えますと、現状の位置での存置はさらなる堆積が進むことも懸念されますので、園内での流用検討を進めるとともに、国土交通省に助言を引き続き求めていきたいと考えておるところであります。

国への要望につきましてお答えします。

みなと公園は、町が河川管理者である国土交通省から河川占用の許可をいただいて設置しており、町による適切な管理が許可条件となっておりますので、国土交通省による直接的な災害復旧は要望しても難しいと考えております。以前、財政的な支援として、国土交通省の補助事業である都市災害復旧事業について調査しましたところ、堆積土砂排除に関しては、市街地、ここでいう市街地は家屋が10戸以上隣接した集落が対象となり、河川敷は対象外でありました。今回は、御質問がありましたとおり、岐阜県による災害復旧事業債の同意をいただき、財務省より充当率100%で借入れをし、その返済額となる元利償還金の47.5%が交付税算入されることとなっております。今後は、その他該当する補助メニューがないか、岐阜県に再度確認したいと考えております。

続きまして、新こども館についてお答え申し上げます。

設計業者の選定方法であります。新こども館の設計に当たっては、まず令和2年7月に笠松町新こども館基本計画策定支援業務委託を株式会社デザインボックスと締結しました。これは、今後のこども館の在り方についてこども館基本計画にまとめるため、その支援や助言を委託するものであり、この支援業務の契約締結者に設計業務を委託する旨を仕様書にて明示した上で、指名型プロポーザル方式で選定しました。5社に参加依頼をしたうち、4社の入札がありました。審査の際は、自社の経営理念や業務体制の説明に加え、新こども館に関するイメージや提案をまとめた企画書を提出していただき、そのイメージを基に、こども館検討懇談会で

住民の皆さんの意見を聞きながら、新こども館の構想を形にする中で、令和2年10月の設計委託締結となりました。

防疫組合跡地調査業務委託についてであります。本業務は、こども館検討懇談会で新こども館候補地が羽島郡防疫組合跡地であることに対する心配や不安の声が多かったため、土地の埋設物状況及び土壌汚染状況の調査を行ったものであります。検討懇談会には、新こども館基本計画の支援委託業者である株式会社デザインボックスが同席し、直接住民の皆さんの意見を聞き、要望を把握していること、また新こども館設計業務の委託契約も控えており、継続して業務を行うことにより迅速で効率的な事業推進を図ることができると考え、株式会社デザインボックスと随意契約をしました。また、ボーリング調査につきましても、事業の効率化、経費削減の観点から、株式会社デザインボックスに設計業務の中で委託いたしました。

令和2年第3回定例会追加議案について御説明申し上げます。

令和2年第3回定例会におきましては、9月24日、追加議案として提出しました。第74号議案の補正予算につきましては、役務費23万9,000円、新こども館調査設計業務委託料として551万1,000円、監理業務委託料として253万円、工事請負費として1億7,842万円を計上させていただきました。内容につきましては、追加議案提出の際、副町長より詳細について説明いたしましたので、御承知おきかと思いますが、役務費は建築確認の手数料、設計委託費用につきましては、前述の補正額だけではなく、実際には724万9,000円を見込んでおりました。

当初予算の段階から、調査設計に関する費用などは既に一部計上されており、基本計画の策定や埋設物調査など実施済みの費用の残金などを利用し、その結果が前述の551万1,000円の増額補正が必要となったところであります。

歳入につきましては、国・県それぞれから1,409万1,000円の補助金のほか、地方債として1億2,910万円を充当し、不足分は財政調整基金から繰り入れております。

なお、工事監理委託料及び工事請負費については、翌年度に係りますので、明許繰越と計上させていただいております。

ちなみに、この第74号議案の審議結果につきましては、特に御質問いただくこともなく、全会一致で可決していただきました。

続きまして、新こども館の一連の契約の流れについてであります。

最初に経緯について説明いたします。

まず初めに、令和2年1月に、当時の町議会議員と町の抱える課題について懇談会を持ち、その一つとして、旧こども館は老朽化のますますの進行や年間約200万円の借地料の将来的にも続く財政的負担、来館者の駐車場確保などの課題から、安心して利用できる施設として適切な場所へ移転する方針であることをお伝えしました。そして、その方針に基づき、令和2年第1回定例会において、令和2年度一般会計予算にその費用の一部を計上したところであります。

その際、新こども館調査設計業務委託料について、改めて前述した課題などを説明し、実際の建設に際してはゼロベースで、利用者の方々の意見も聞きながら進めることとし、議員の皆さんと共に考えていきたい旨、答弁いたしました。

そのため、町議会からは、田島議員も参加していただいたほか、公募を含む20名から成る検討懇談会を設置、開催し、先進地視察の実施など検討を進めてまいりました。そして、当初予算の範囲内でできる基本設計計画を設計事業者からアドバイスをいただきながら、また利用する子供たちからも意見を積極的に取り入れ、基本計画案を取りまとめた次第であります。

こうした作業を経て、令和2年9月議会において、先ほど申し上げた補正予算を計上しました。補正予算計上に当たり、大きな事業であれば、先に設計を委託し、正確な設計額を積算した後、工事請負費を計上するケースが多いと思いますが、当該年度における国庫補助金のスケジュールに加え、ゼロ金利に近い状況、さらにはコロナ禍において経済動向が不透明な中、金銭面においては今が適時、チャンスだということもお伝えし、財政面については、厳しい中ではありますが、新こども館を通して、子育て環境の魅力あるまちづくりのためにも、未来への投資だという思いを当時答弁させていただいた記憶があります。

また、本議会以外においても、全員協議会などにおいて、令和2年4月30日の全員協議会で新こども館の建設について説明させていただいて以降、同年9月にはこども館基本方針や地質調査の結果など、令和3年2月26日には新こども館建築事業などを随時説明いただき、議員皆様と絶えずコンセンサスを取りながら進めさせていただいたものと考えておりました。

その結果もあってか、令和3年第1回定例会においては、第29号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の締結についても、旧こども館跡地の町有地部分の処分方法についての御質問はいただいたほかは、特に御質問なく、これも全会一致で可決していただきました。今までの公共施設建設とは違い、利用者の声を聞きながら、スピード感のあるスケジュールで、しかも工事材料費が急騰する前に、新こども館が今年3月6日にオープンできたことに関しては、議員の皆様御理解と御協力なしではなし得なかったことであり、改めて感謝するところであります。今後、新こども館が将来に向かって、充実した子育て支援施設になりますよう、高橋議員におかれましては、御提言などをいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、具体的な契約の流れだけを時系列に述べさせていただきたいと思っております。

基本計画策定支援業務委託が令和2年7月10日から11月30日まで、防疫組合跡地調査業務委託が令和2年9月2日から9月30日まで、調査設計業務委託が令和2年10月28日から令和3年3月31日まで、工事請負契約が令和3年3月25日から12月31日まで、監理業務委託が令和3年3月26日から12月31日まで、途中、工事請負契約、監理業務委託は令和4年1月31日まで期間を延長し、工事請負費の増額のための変更契約については令和3年第2回定例会で可決し、令和3年6月24日に締結いたしました。こうした経緯を経て、令和4年1月31日に完成し、3月

6日のオープニングを無事に迎えることができた次第であります。

以上で、私からの答弁は終了させていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今回の質問に当たりまして、私の根底にあるのが町長さんが幾度となく笠松町は金がないということをおっしゃるものですから、それを根底に置きながらこの質問をさせていただいたわけですが、先ほど伺いましたように、笠松みなと公園につきましての維持管理の方針につきましては、以前説明を受けたものと変わっていないというふうに理解をいたしております。

先ほども申しましたように、加藤組さんの社長さんとの懇談の中でもありましたが、せせらぎの土砂をどけないで花壇にするという話があったときに、一番下のせせらぎの水が木曽川に流れるところを塞がないと上流のところに木曽川に流れる排水路が造れないというふうに聞きましたので、そこら辺のところをまた注意をいただきたいなど。そのまま土砂をどけないままであれば、上からの水が流れて、その上が流れていくと、自然流行していくということだけになりますので、そこら辺のところを注意いただきたいなというふうに思います。

それから、国交省の関係でございますが、8月の洪水の後、実際の工事にかかられたのは翌年の1月ということで、4か月なり5か月なりの期間があったわけですが、そのときに、木曽上との調整がうまくいっていないんじゃないかなという実は気がいたします。なぜかと申しますと、当然土砂をどけるわけですから、その搬出の協議というのはされると思うんですけども、それがされない。結局ないということで、自分のところに置くということなので、そこら辺のところの調整をしっかりといただいて、持ち出せないことは知っておりますが、ほかのところへ移動させるということはできたんじゃないかなというふうに思いますので、指摘をさせていただきます。

それから、国への新たな要望についてということで、現在のところは多分ないというふうに私も県のほうに確認をしておりますけれども、適切な管理をして占用するというのが許可条件になっておるといってございましてけれども、当然普通の状態であれば管理をします。きつとみなと公園ができた当時は、現在のように洪水が多くなかったと思うんですね。だから、今温暖化、毎年のように、令和2年、令和3年とあったわけですから、そういうことが今後起こった場合には非常に困ると。財政が厳しいということで、例えばということで私が申し上げたのは、国が管理をしておる木曽上で数字をもらえれば、ある程度のはできるんじゃないかなということで、めどとして8,000トンというふうに言ったんですけども、これも例えばですが、スーパー洪水という、これも言ったんですけども、そういうようなものにつきましては、は

っきり言えば国の直轄でやっていただきたいというふうに思うわけですが、現在のところはそういうことがないので、木曾上じゃなくて、整備局のほうに要望しておけば、新しい施策とか支援の方法を考えていただけるんじゃないかなというふうに思って、これは提案でございます。

それから、災害の復旧事業につきましては、充当率は100%ですが、元利償還ですと約半分以下ですね。ですから、充当率で起債を起こすことはできますけど、半額借金とか、町費で単費を持ち出すことということになりますので、そこら辺もよく考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、新こども館についての再質問をさせていただきます。

まず、1番目の選定方法についてでございますけれども、指名型プロポーザルでやったということで、町のほうで選定された業者の方につきましては、どの方も立派な方だというふうに思います。どこでその差をつけるかということで、先ほどもございましたが、企画書によるというところが一番大きいんじゃないかなというふうに思いますので、企画書というのはどういうものがあるか、ちょっと御提案をいただきたいなと思います。

○議長（川島功士君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） すみません、大変お待たせをいたしました。

プロポーザルの手法なんですけれども、審査基準といたしましては、業務の実績、業務の実施体制、担当者の能力、提案方針、内容等の妥当性、先進性、独創性、適格、実現性など、業務への意欲、姿勢とか、そして肝腎な見積金額というところで提出をいただきまして、判定委員会のほうを町内部のほうで審査会を行っております。その際、業務の実績、提案の内容、取組の意欲、そして先ほど申し上げた見積金額を各10点の配分にいたしまして、各業者それぞれ点数をつけ、一番高いところと契約をいたしたという経緯でございます。

〔「企画書のことを言っておるんやよ」の声あり〕

プロポーザルの方法じゃなかったですか。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 企画書の内容ということで、今提案というのは、いろいろ項目は言われ

た。例えばここの中で言われたのは、企画書の内容としてどういうものがあつたのかなということで、簡単に分かれれば教えてほしいんですけど、イメージや提案をまとめた企画書と言っているのです。

○議長（川島功士君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 何度も申し訳ございませんでした。

ひょっとすると的確な答弁にならないかもしれませんが、配点方法というのは、全ての項目10点で各点一緒なので、どこが10点かというのは採点上ではありません。ありませんが、中で重要視するのは、子育て世帯が安全・安心に学ぶことができる新こども館の実現に向けた基本的な実施方針が示されているかというところを一番重要視して採点されたというふうになっております。その際、具体的にはユニバーサルデザインの実践だとか、持続可能な施設、安全への配慮というところ辺りを重点に審査されたというふうに聞いております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 苦労は分かります。というのは、町長が企画書があるとおっしゃったので聞いてみたんです。特に意味はありませんが、出ているかどうかという確認です。

それでは、次の質問でございますが、防疫組合の跡地の調査委託について、設計業者にボーリング調査とか埋設物調査、土壌調査、これはそれぞれ専門分野があると思うんですが、なぜ設計業者に発注をして、ピンはねをされて出しているのかなという、そこがちょっと理解ができないので、わざわざたくさん金を払う必要ないので、それぞれの業者に出せばもう少し安くなるんじゃないかということを考えますので、答弁をお願いします。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 先ほど御質問がありました地質調査とか、それから埋設物の調査、それからボーリング調査のことも後でつけ加えて申し上げましたが、実は笠松町の場合、岐阜県とか大きな市のように、専門の資格を持った職員がいないんですね。ですから、今回のようにコンペでまず設計者を決めていただいて、その設計士の方に見積りをいただく、設計をしていただいたわけですね。時間的なこともありますし、一般的なボーリングとか調査ですと仕様が決まっています、私どもが必要ではない調査まで出てくるんですね。例えばボーリング調査です

と、標本とか、そういうものは私どもは必要ございませんので、設計のために必要なものだけを出していただくということで、かえってばらばらで出すよりも、ピンはねとか、そういうことは考えていませんで、安く上がっているものと思っております。ちょっと答弁にならんのかも分かりませんが、要は設計をするための職員がいないということで、ここを選んで、ここにお願いしたというのがまず第一番の理由でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 考え方がすごいんじゃないかなと思うんですけど、分からないから設計業者に聞いて、その人が連絡すればいい話で、内容的に。土壌調査なんか、一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターという公的な機関とか、そういうような形でしょう。電磁波、地中レーダー、これを2メートル間隔でレーダーを見ていくとか、そういう形なので。設計会社が関わる必要は何もないと思うんですけど、その結果が出てきてどうするんですか。例えば埋設物が2メートル以上のものがあったという結果が出るんです。その工事を発注するのは町でしょう、また。それをもらって町が発注するんですから、当然町がそれぞれの専門業者ですから、そこに発注すればいいんじゃないかなという指摘をしておきます。

続きまして、令和2年第3回の定例会の追加議案を出されたんですが、設計ができていない状態で、この補正をつけるということに決定をされた方ってどなたとかがおられたんでしょうか。町長さんと副町長さんが決められたんですか。ここら辺のところを教えていただきたいんですけど。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） いろいろなプロセスがありますが、最終的なそういう責任は全て私にあります。ですので、いずれにしても、私自身がそういったことに関しては、瑕疵があれば、私が全て責任を負うというのがこの行政のシステムになります。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 非常に私と見解が違うというのが事実なんですけど、先ほど町長の答弁にもあったんですけども、議会に正確な情報が提供されていないんじゃないかなと。なぜかと申しますと、特に質問もなく全会一致で賛成で可決をしたというふうに言っておられますけれども、補正予算にかける数字そのものが適当な数字なんです、これは。建築の工事より多い金額を上げればいいわけでしょう、議会で承認をもらって。それで、議会でオーケーになって、県の補助金申請をするという。それだけのためだけじゃないかなと思うんです。

先ほど言われた専門業者がいないから基本設計をするという話なんですけど、総額2億円程度のものは、笠松にとって大きな工事ではないということなんですか。通常の業務でやっ

ておる、皆さん、100円、1,000円というのを積み上げて予算要求しておられるのに、素人が組んだようなばつと大きな数字を補正予算に上げて、設計が済んでいない状態ですから、先ほど言われたように、案の段階しか数字がないわけですよ。これについて補正をかけるということは、議員に対して説明していないということです。当然説明があれば、明確な根拠がある数字じゃないと思うものですから、当然議会として否決されるという形になりますので、そうすると、提案者として、議会では反対になるわけですから、そこら辺のところがあるので答弁をいただきたいなというふうに思います。今回のような数字でいかかどうかが聞きたいんですけど。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 今回提案させていただきました金額につきましては、デザインボックスが概算で出した数字で提案をさせていただきました。先ほど町長が答弁で当初申し上げましたように、補助金の申請スケジュールというのが9月ということで一応ございましたので、予算がない場合には県への申請ができませんので、そういった概算で予算計上をさせていただきました、その後、いろんな御意見をいただいて、またさらに工事金額が変更したという経緯がございますが、一応設計業者の概算の数字で提案させていただいたということでございますが、今後、今高橋議員からの御指摘がございましたので、時間がかかっても正確な数字で提案すべきかどうか、そういったことも含めて、今後の検討材料として持っていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 全然すっきりしないですね、回答として。概算の数字って、そんな数字で出ているとは聞いていません。基本設計の案という数字は聞いていますけど、何かおかしいな答弁だと思いますけど。

それから、今出ましたけど、国の補助金というのは令和2年度だけなんですか。それで終わりなんですか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 毎年ございますが、9月が一応年度のタイムリミットでございまして、もしそこでエントリーしなければ、次のもう1年先へ送るという段階になります。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 私も県のほうに確認をしました。そうしましたら、毎年町村のほうにはお知らせしているということで、令和2年の場合でしたら10月2日か3日が締切りだと思うんですね。令和3年度についても同じ時期です。

なぜ最後に町長さんにわざわざ一連の契約のスケジュールを聞いたかと。こんなの聞かなくたって、事務のやつをもらったから分かるんです。あえて言ってもらったのは、当然これは令和2年3月31日までが設計の期間なんですよ、まず。それから、簡単に言えば、実施設計の数字が出てきて、一括発注できるはずなのに、わざわざ建築だけしかしていないという疑問も残ります。

もう一つですが、あの設計の状態から、それをわざわざ25日に上げて、25日に契約していると。わざわざ委託の期間を3月31日までのものを3月24日、25日に繰上げをして、25日に工事契約をしているんです。実際のスケジュールでそんな工事はできない。どうやったらできるかなというふうに思います。

ですから、全体の流れを見ると、最終的にできるのは3月、何ら関係ない。当初の予定どおりやって、令和3年の当初に上げれば、9か月間あれば工事は完成するんです。今でも何ら変わらない。それをどうして気がつかれないかなというふうに思うんですけど、わざわざ追加上程で上げたので3月25日に契約をしたと、無理やりしたという形にしか思えないんですけど、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） ちょっと確認したいと思いますので、ちょっとお待ちください。

すみません。ちょっと私も勉強不足であれだったんですが、一番のこの工事の工期の持ち方なんですが、普通の工事ですと、その年度内に発注して年度内に終わるということで、内装工事とか、外構工事とか、そういった工事がどうしても業者の取り合いになって高止まりになるんですね、工事費が。ですから、この工事に関しては、初めから年度をまたいででも、その工事が重ならないよう、業者の取り合いにならないようにして、できるだけ工事費を抑えたいという思いが最初からございまして、どうしても3月中に、補助金の関係もございまして、工事を発注したいという思いでの工期の取り方で進めた工事でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） ますます分からなくなりましたね。

工事の取り合いとかと言われると非常に困るんですけど、一括発注すれば何ら問題ないですね。3月25日にやっていただいても結構ですけど、3月25日に実施設計ができて、全部一括発注すればまだ安くなるでしょう、これは。建築だけをやって、土木をやって、備品とやっておる。もしそこまでに実施設計ができていれば、一括発注してやればもっと安くなる。当然の話、物価高がどうのこうのじゃない、同じです。3月25日に全部完成するんです。それは指摘をしておきます。

それから、もう一点ですが、3月25日に、私は無理やりだと思うんですが、無理やり契約を

して、その事務の流れとしてはどうなっているかなど。3月25日に実施設計が終わったと。同日発注ですので、検収をしたり、決裁を取ったり、業者に通知をしたり、図面も何も見せないでやるんですか。そこら辺はどうでしょうか。3月25日に契約はできますか、24日か25日に実施設計をもらって。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 日付的にはそういうことですが、実質的にはもう既に調べていますので、事務的なことはできました。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） という答弁しかいただけないので、どうしても疑問が残りますけど。そう思います。

それから、3月25日に契約をして、前金を業者に払って、実際工事をしたのは、安全祈願祭が1か月先ですよ。金を払って、利息で業者がやっているんじゃないですか。やらないんですよ、工事は。そんだけの期間遊ばせているわけですから、業者がもらって丸もうけですね、利息だけでも。そこら辺はどのように考えておられるんですか。これは、工事って施工監理を出しているんでしょう。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 3月中に工事を発注したのは、国への補助金申請を、令和3年度工事分と令和4年度分とありますので、どうしても3月中に契約をしないと、国庫補助金に対象にならないということ。それから、着手金につきましては、もちろん準備期間が30日ぐらいあったわけですが、どうしても業者から請求する権利がございますので支払っただけでございます。特に相手にもうけさせるとか、そんなつもりは全くございません。相手の請求する権利があるから、権利で請求していただいたということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 施工監理業者に施工をお願いしているんですよ。ここの1か月何もしていないのがあって、工期が最後にまた1か月延びる。これは、施工監理業者が施工監理をしていないじゃないですか。当然、工事請負業者は出すんですね。取って、そこで工事の工程表を当然請求して、それに沿って監理ができるかどうか施工監理業者が確認するんです。ここで1か月遊ばせておって、また最後に1か月延びると。これはどうかなということ質問をしました。

それからもう一点、施工監理についてのお尋ねですが、これは設計業者が施工監理業者になるということはほぼ通常で決まっていますので、そこに出されたということでございますが、

施工監理費につきましては、満額出ているんですね。当初契約のときは、建築だけしか出ていないんですよ。本来、施工監理については、工事費が約3割で3,000万円ですか、全体の工事費の2割以上増えているんです。そこで施工監理費が初めて上昇となる。頭から満額やっていると。これは大盤振る舞いじゃないかなというふうに思うんですけど、先を見越して前金で払っているんじゃないですか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 高橋議員の言われましたように、監理関係につきましては、以前は確かに落札金額から引っ張ってきて、その30%とか、そういう形でしたが、現在は、改めて見積りを出していただいて、それをこちらの予算と合うかどうか、それで契約をしておるわけでありまして、特に相手にもうけさせるような云々という考え方に立っての契約ではないと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 工事は、今の関係ですと、設計金額を公表して入札をされるんですけども、委託については、聞いたところによりますと、その業者から見積書をもって予算計上して、予算計上した額と、その場になって、そのときになって初めてまた見積書をもって、予算どおり、予算と一緒に払うということですので、そのシステムは現状の段階ではしようがないかなというふうに思います。

ですから、施工監理のものが補正の段階の金額ですね。253万円が出ているんですが、契約をしたときには、それに当たる工事がありません。施工監理費の率が高過ぎる、間違いなく。それを当初に払う必要があるかどうかということです、私が聞いているのは。工事物件、建築しかないんです。その施工監理費だけでいいんじゃないかなと。その業者に行くかどうか分かんないんです。たまたまここと随契をされただけで。例えば街路とか塗装を別の業者に出したら、別の業者の施工監理料はその業者に入るわけですから、違った金が出るね、プラスアルファで。それが頭から、建築の段階で満額の予算が出ているというのはおかしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（川島功士君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 高橋伸治議員への答弁を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 監理料につきましては、業務が完了した後に一括してお支払いしております。

それから、監理料につきましては、工事の設計金額が増えたんですが、その金額の多寡とは関係なしに、見積もってこの業務が幾らという感じで出していただいていますので、工事請負費云々のことと今の監理料の契約金額とはリンクしておりません。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 私から言えば、理解してみえないんやなというふうに思いますけれども、取りあえず今回はこの程度にしておきますが、先ほど言いましたように、この提案は、町長さんが責任を持って出されるから、私の責任だとおっしゃったんですけれども、令和2年の段階で、簡単に言いますと若葉マーク、1年です。1年たっているかどうかの町長なので分からない。笠松町については、大きな工事は実施設計をやるけど、小さな工事はやらないという答弁ですけど、職員がやっている小さな通常の工事では、見積りでは設計をちゃんと取っているじゃん、つくっているじゃん。それと同じことだと私は思うんですね。

そこら辺も思いますので、こんな大きな工事は、多分あと一年の町長さんの在任期間ではないと思いますけれども、そのような工事で、そういう町長の分からないといえますか、暴走とは言いませんけど、そういうようなのをちゃんと副町長なんかは締めていただかないと、町長は思いだけで走っていきますから、そんなような気がしてしょうがないんです。以上をもって終わります。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんにはいろいろな御指摘、また御提言ありがとうございました。私もなかなか不勉強ですが、先ほど申し上げましたように、最終的な責任は全て私にありますし、今いただいた中で、改善すべきことは改善したいと思います。

その上で、一つちょっと御確認、反問権はないんで言いませんけど、私が笠松町に金がないということをさも公言されたような今質問をされましたが、私が今まで公の席で、笠松町は実際財政は厳しいですが、金がないという発言をした記憶がないんですが、また意識的にそういう言葉を使わないようにしているつもりなんですけど、これはどこかでお聞きになったんでしょうか。というか、反問権がないので、それはやめますけど、なので、金がない、財政が厳しいからこそ税収を増やすためにいろいろな努力をしているということをまず理解していただいて……。

○議長（川島功士君） 分かりました。制限時間ですので、申し訳ないです。

ありがとうございました。

この際、11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き一般質問を行います。

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） それでは、質問の機会をいただきありがとうございます。

今回の質問は、小・中学校の教職員の働き方改革についてです。

質問に入る前に、教職員、教育委員会の皆様には2年半以上にわたり新型コロナウイルスの対応を学校関係者、保護者、先生、行政が一丸となって、子供、生徒に寄り添っていただき感謝に堪えません。

現在、学校ではデジタル化に伴う学習の変化、指導要領による1教科担任制などなど変化があるようです。ここ2年以上、様々な行事もできなかつたようです。

そんな中、令和2年第1回定例会にも中学校の部活について質問させていただきました。ますます先生方の負担が増えることが見受けられます。

今回のスポーツ庁が主導する有識者会議が中学校の部活を校外に委ねる、まずは休日を地域に移行する。2023年から3年でと改革集中期間として民間クラブなどに委ねていく。文化庁も文化系部活も移行を検討中と提言がまとまる見込みとおっしゃっております。学校内で完結していた部活動が学校の外部へと移る大きな転換になると聞かされています。

移行先としては、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、フィットネスクラブ、大学などと多種にわたっています。私たちの近くには県立高校、岐阜聖徳学園大学など立地に恵まれています。いろいろアドバイスや連携していけたら大変ありがたいと思っています。

県内では、羽島市、下呂市、安八町などがスポーツ庁の事業指定を受け、先行して地域移行の在り方を探ってこられているようです。将来的には自治体が地域の実情に合わせ推進計画をつくり、実行することを求めています。人材や費用をどのように賄うかが課題のようです。

前回の質問でも、町長さんから勉強も大事だが、スポーツのまち笠松というようなお言葉をいただきました。特に本町の子供、生徒が部活動の有意義なことは先生方から教えていただき、人間性の向上、仲間をいたわる心が優れていると思っております。

私たち笠松町には、松枝地区には運動公園グラウンド、長池グラウンド、下羽栗地区には人工芝グラウンド、天然芝グラウンド、勤労青少年グラウンド、江川グラウンド、米野グラウンドと多くのスポーツ施設に恵まれています。

児童・生徒の減少が続く中、運動系の児童・生徒がもっともっと活躍いただきたいものです。

土・日の部活動の地域移行が、保護者から、勝利至上主義にならないよう、教育的な部活動をと担当者が申されています。

来年度から3年で行政、教育関係者、保護者が一丸となって働き方改革、土・日の部活の地域移行を進めていただくことも思って、4点ほど質問させていただきます。

教育長さんにお尋ねいたします。

1つ目として、小・中学校の土・日の部活動を地域に移行することについて、最初に進められることがあれば、また土・日、教職員の負担の減少につながるができるか、今現在のお考えをお聞かせください。

2つ目として、現在部活動で外部指導者が行っていると思われませんが、現状について、それを今後の方針に向かっていかれるのかお考えをお聞かせください。

3つ目として、土・日の部活を地域に移行することに伴い、生徒側の受益者負担が高まることがあると試算があるように聞いておりますが、どのようなお考えかお聞かせください。

次に、町長さんにお尋ねいたします。

本町の小・中学校において、土・日の指導員の確保や謝金の財源など、行政の役割は今以上に多くなると思いますが、また県立高校や岐阜聖徳学園大学との連携や指導をいただければと思いますが、町長さんのお考えはいかがでしょうか。

以上をもちまして1回目の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 安田議員からは小・中学校の教職員の働き方改革に関わり、部活動についての御質問をいただきました。

この部活動ですけれども、非常に考えるべき課題が多くございまして、明快な答弁とはならないことが多々あると思いますが、御了承いただきたいと思います。

初めに、部活動の地域移行に向けてスポーツ庁の有識者会議に関する報道では、令和5年度から3年間をめどに休日の部活動の地域移行を実施するとあります。

このことに対し、羽島郡二町教育委員会では今年度部活動検討委員会を立ち上げ、学校、保護者、地域の関係者等と連携をしながらより望ましい在り方を検討していきたいと考えております。

ここで検討していく主な事柄については次のとおりでございます。

1つ目、生徒や保護者の部活動に対するニーズの違いへの対応です。

大会で勝つことやコンクール等で入賞するなど技術や競技力の向上を重視したいという考え方がございます。また、仲間との関わりの中で自主性や協調性を高め、生涯スポーツ、生涯にわたる文化活動としたい、そういったことを重視したいという考え方もあり様々でございます。

まず、部活動を通し目指すものを明確にして、共通理解の上、先ほど述べましたそれぞれの願いに向けて活動できる体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

現在行っております学校の部活動、そして育成会を中心とした保護者クラブというのがございますけれども、それぞれの役割を明確にしていくことが、その一つの方途でもあるかというふうに考えております。

2つ目は、教員の働き方改革との関わりでございます。

これまで休日の部活動は学校の教職員による指導が中心でございました。長時間労働の要因になっていることも、これは事実でございます。また、競技経験のない部活動の顧問となっている教員も増えております。

こうしたことから休日の部活動の地域移行は教員の負担軽減につながると考えておりますが、一方では活動場所の施設管理、あるいは大会等への引率、生徒の安全管理など、地域移行に向けての教員の関わり方も検討課題として上げられます。

続いて、2つ目の御質問です。

現在、外部指導者に委ねている部活の現状についてお答えをいたします。

現在、部活動の活動時には、基本的には学校の顧問が指導に当たっております。生徒に技術的な指導や安全指導、生徒指導的な指導を行うとともに、事故が発生した場合に適切な対応ができるようにしております。顧問のほかにも羽島郡二町教育委員会から外部指導者と部活指導員を中学校に配置しております。

初めに外部指導者ですがけれども、外部指導者とは町費負担の指導者であり、顧問と協力をしながら主に技術的な指導を行っていただいております。ただし、単独で指導に当たることができないという現在の規約になっております。現在、笠松中学校には15部活、運動部13部、文化部2部がございますけれども、このうち12部活動に合わせて20名の外部指導者が配置できている状況でございます。

もう一つ、県費負担の部活動指導員がいらっしゃいます。

野球部に1名配置しており、この部活指導員については、顧問の代わりに単独で指導に当たることができるという規約になっております。この場合、部活の顧問と部活動指導員の連携協力を図りながら進めているのが現状でございます。

今後、部活動の地域移行に向けて、指導者のさらなる確保が必要になってくると考えております。現在の部活指導員と外部指導者を継続するとともに、各部の状況を把握しながら、町のスポーツ関係者と共に相談をしながら検討していきたいと考えております。

また、休日の部活指導を希望する教員もおります。その教員の兼業についても制度を整えてまいりたいと思っております。

続いて3つ目の御質問、地域移行に伴い、会費など家計負担は重くならないかについてお答

えをします。

休日の部活動の地域移行を考えたとき、活動場所の使用料や指導者への謝金などが生じることから、受益者負担が高まると先行実施の自治体の例からも言われております。

生徒が好むスポーツや文化活動に思い切り取り組みたい、そうした思いに応えられるよう、休日の部活動、あるいはクラブ活動も含めてそこにかかる費用が各家庭の高額負担とならないよう実施方法を考えていかなければならないと思っております。

先ほど述べました部活動検討委員会では、保護者の負担についても学校や保護者の意見、あるいは町関係部局の考え方も含め検討してまいりたいと思っております。

具体的な答弁にはなっていないかもしれませんが、現在考えているところでございます。以上です。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 安田議員さんの御質問にお答えいたします。

地域移行に伴う指導者の確保や謝金の財源などの行政の支援についてお答え申し上げます。

さきの質問に対して、教育長の答弁にもありましたとおり、中学校の部活動における地域移行については、当町においても大きな課題であると認識しております。

御質問のとおり、指導者の確保と謝金などの財源確保は、笠松町だけではなく、全国の自治体の課題でもあります。先行して実施している自治体の状況把握や今後国が示す新たなガイドラインを参考に、改革集中期間である来年度からの3年間にまずは土・日の地域移行に向けた適切な人員確保やそれに伴う財源確保を行えるよう、二町教育委員会と連携して準備を適切に行ってまいります。

また、県立高校や岐阜聖徳学園大学との連携や指導についてでございますが、笠松町では岐阜工業高校や岐阜聖徳学園大学とは防災に関することや学校、中央公民館での各種教室への講師派遣など、様々な分野で連携できるよう連携協定書を締結し、既に一部の業務で連携を行っています。

今後はこの部活動についても連携できるかを調査研究、協議を進めていきたいと考えています。

岐阜県内では、今年の4月に東濃地域において、中京学院大学が総合型地域スポーツクラブ中京学院大学クラブを立ち上げ、競技力のある学生たちが指導役を担い、小・中学生のアスリートの育成や、地域のスポーツ力の振興などに取り組むことによって東濃地域のスポーツ力の底上げを目指す新たな取組が始まっています。

学生には指導者としてのスキルを学んでもらい、このクラブを通じて講習会や部活動などに派遣することで、卒業後にスポーツの指導ができる人材育成にもつなげる狙いがあるそうです。

当町においてもこういった取組を参考にしながら持続可能な問題解決する仕組みづくりを順

次進めてまいります。以上であります。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（川島功士君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） 教育長さん、町長さん、御丁寧な答弁ありがとうございました。

私がこの地域移行について、ふと思ったのは、報道が5月の終わりだったと思います。またその6月1日に通告の時間が来ておりまして、そのときに新聞報道とか、またマスコミがいろんなテレビ局が地域移行について報道がされました。

ああ、やはりこの問題は全国的に考える時期に来ておるんじゃないかなあというふうに思っております。

私たちの若い頃は、授業はやって、土・日の部活で先生には本当に部活の指導をしていただき、また勉強のことから家庭内のことまで何でも部活の先生に指導を受けたような記憶があります。

それで一番心配しているのは、今3点ほど質問させていただきましたけど、教育長さんにまとめてちょっと話が後先になるかも分かりませんが、やはり子供、生徒、今、文化系と運動系、特に今、これは運動系のことを言っておりますけれども、この笠松町には文化系でも多くの部活があります。やはり吹奏楽部とか、本来なら合唱部とか茶道部とか、それからいろんな屋内の文化系の部活もありましたけど、だんだん生徒数が減ることと、やっぱり部活の在り方で今の児童・生徒は部活より帰宅クラブのほうが良いというような時代ですので、なかなか生徒が集まらない。そんな中で今回の土・日の地域移行、先生方は本当に土・日を部活やら顧問で引率やいろんなことでお世話になっているわけですが、二、三点ちょっと質問させていただくのは、やはり子供たちに対して土・日の部活の地域移行に対して、今やはり高校へ行くにも先生とのコミュニケーションがしっかり取れて、それには県大会の成績を調査書に書けとかそういうことになると、やはり地域移行で土・日が先生じゃなくてそういうことの兼ね合いと、また生徒、子供たちが先生との信頼関係が薄れるんじゃないかなあというふうに思いますが、そこら辺、教育長さん、今思っていられること、これも来年4月から3年間という余裕がありますので、しっかりやっぱり地域のこととして考えていかなきゃならないと思いますので、子供とのコミュニケーションを取るには、やはり授業も大事ですが、部活も大事で、先生にもやっぱり部活の指導もしてもらいたいという生徒もいると思いますので、運動系、文化系限らず、教育長さん、何かちょっと思われることがあれば一つだけ聞きたいと思いますが。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ありがとうございます。

安田議員さんのおっしゃるとおり、私は教育の原点といいますか、本当に信頼関係だろうということをおもっています。それが部活動を媒体とするという方法も一つあると思います。

ですので、この際ちょっと議会の場ですけれどもはっきり申し上げますが、校長ヒアリングを行いまして、今、笠松中学校の現状として、部活動を進んでやりたいと思ってみえる先生は20%です。あとの80%の方は何らかの形で負担感を感じているというのが正直なところです。

その20%の方々については、思い切り部活をやってもらいながら、子供たちに関わってもらえるといいと思いますし、もう一つは、この働き改革というのが教職員のゆとりをつくっていく一つの方策であるというふうに思っています。

現実問題として、私もこれまで教員をやってきましたけれども、本当にいろんな業務があって、もう次から次へと、言葉は悪いんですけども、仕事が降って湧いたように来る、その中で子供とどう今まできちっと向き合ってきたかという、その部分もやっぱり大きな反省点、私自身の反省点でもあります。

ですから、部活動という形の媒体で子供と関わるということも大事でありますし、日頃の学校生活の中で子供ときちっと向き合って話をするなり、話といっても悩みとかそんな問題だけではなくて、日常の日頃の何げない会話を含めて、あるいは好きなことも含めて、その子を丸ごと理解していくという、そうした時間、ゆとりを持てるというのもこれはひとつ大きなポイントかなあというふうに思っています。

基本的には信頼関係のほうに結んでいける、そういった部活移行という形に持っていきたいということは思っております。

それから、先ほども述べましたが、子供たち、保護者、2通りの考え方があると思うんですね。体づくりでいいよというお子さんもいらっしゃるれば、これを僕は、進路じゃないですけども、競技力を磨いて、それでやっぱり地域貢献なり、あるいは社会貢献ができるような人になりたいという、そうしたお子さんもいらっしゃると思います。それぞれの願いがある中で、それぞれの願いを達成できるような環境をつくっていけるようにしたいなあというふうに思っています。

部活動を基本的に生涯スポーツというか、そんなような捉え方をしていきながら、もう一つは土・日の現在行っております保護者クラブ、また地域のクラブ、クラブ活動でそうした技能とかは磨いていく、そうしたそれぞれの願いに応じた活動ができる、そういった体制をつくっていくことが大事ななあと思っておりますし、高校進学に関わりましては、調査書に当然書く内容がございますけれども、特別活動の記録として、これについては事実のみを書くことになっております。ですので、その事実は何を書くかについては、保護者との相談とか、書いてほしい内容を調査しながら、そこに記述をするんですけども、可否に関しましては高等学校の判断ということになりますが、その辺のところも含めて、連携ではないですけど、心を通わせたそういった進路指導についても進めていくことは大事ななあというふうに思っております。

答弁になっているか分かりませんが、そんなことを現在は考えております。以上です。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（川島功士君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） ありがとうございます。

教育長さんも長いこと教員の世界で頑張っておられたと思います。

そんなふうで今回の土・日の部活動の移行に対して、先生方が本当に働き方改革に、本当に負担の軽減になるのか、この3年後にはちょっとまた見るのがいいのかなあというふうに思っておりますが、もう一つだけちょっと伺いますけれども、この笠松町、羽島郡下、岐南町さん、笠松町さん同じことなんです、各町内にも地域移行には、やっぱり学生時代、また社会人になってもすばらしいアスリート、また全国レベルの過去を持っていらっしゃる方もたくさんお見えになります。

やはりそういうようなことで、慌てず、まだ来年の4月からですので、そこら辺の人材の育成、またどのように進めるか、さっき町長さんも言われたように、やはりほかの市町の教育委員会を見ていただいて、同じようなペースで、たまたまこの4月から、うちのすぐ裏の先生が退職されて、今度、瑞穂市の教育長になられましたけれども、そんなふうでいろいろすばらしい方も見えますので、そこら辺、もう一度ちょっといただいて、笠松町内、またこの岐南町内でいろんなアスリートを発掘していただいて、やはり子供たちが信頼を持って部活動ができる体制をこの1年、2年で整えていただきたいというのが私の切なる思いですので、やはり私たちもスポーツを愛して、また勉学はその後というようなことで、スポーツが先か勉学が後かそれはちょっと分かりませんが、そこら辺で人間力の向上とか、またいろんな面で家庭的にも恵まれた子供をつくるには、やはりスポーツも大事ですし、勉強も大事ですので、そこら辺の思いをもう一度少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（川島功士君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ちょっと頭の中の整理ができずに申し訳ないですけど、部活動には部活動の、あるいはスポーツならスポーツにはすばらしい価値というか値打ちがあると私は思っています。

通常の学校生活、あるいは学校の指導の中で、例えば礼儀、挨拶一つにしても、当然学校でも指導しますけれども、部活の中でも指導しますし、例えばコーチが見えたときに活動を止めて、おはようございますという挨拶をするとか、非常にそうした人として大事なことも部活動等で身につくものだと、部活動もと言っていいんですかね、身につくものだというふうに思っております。それだけ価値のあるものです。

反面、その地域移行に関わって、その大事な部分はやはり外部の指導者の方にもきちっと大切にしていただくように研修なり、そうした意識改革といいますか、そういったことを図っていきたいと思っておりますし、もう一つ、すばらしいアスリートの方々は、きっとそのあたり

も大事にされてみえる方だというふうに私は今まで出会ってきた人々を見ると、勝利至上主義だけじゃなくて、人としてどうなのかというあたりも大事にされているアスリートの方が多くいらっしやるというふうに思っています。

そうした方々の生きざまを子供たちが見ることで、やはり憧れを持って、そういった生き方を目指していく、そんな子供たちを育てられたらいいなということを思っております。

いろんな思いが交錯をして、言葉でまとまらないところがございますけれども、そんな願いを持ちながら進めていきたいと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

最後に1つちょっと質問ですが、町長さんにちょっとお伺いします。

先ほど町長さんの答弁では、やはり行政もこの問題についてはいろんな面でまた先進の市町を勉強して進めなきゃいかんということをおっしゃいました。

そんなふうで、報道によると、やはり受益者負担というのは子供さんの親さんの負担が年間1万5,000円ぐらいになるんじゃないかと、増えるのは。そうすると、中学校で単純計算すると500人が部活に入っておるということになれば、約700万円ほどのお金が要るわけですので、そういうようなことも感じて、やはり行政もこの2年後、3年後に向けてある程度の方針だけは決めて、やはりアスリートの発掘には町行政もお知らせしないかん。また、もともとこの笠松町には大変全国レベルの、私たちが若いときには、本当に甲子園で活躍した人もたくさんお見えになったり、陸上でもいろいろありました。そんなふうで文化系の部活もそうですし、運動系の部活の方も大変ですので、そこら辺の受益者負担で、今すぐということじゃなくて、腹積もりだけでもしていただいて、行政として保護者に対して少しでもお願いできんのかなあというふうに思っておりますので、いま一度答弁していただきたいと思います。

それと、今日は教育長さんもお見えになりますけれども、僕、ふと思ったのは、今の受益者負担の問題じゃなくて、今、岐南町、笠松町、2期制になりましたわね。そんなふうで、僕は、提案として、やはり全員協議会とか意見交換会を行政、議会、また教育関係者、そういうような者で年に2回ぐらい意見交換会、ぶっちゃけた話でも結構ですので、先ほどの高橋さんのいろいろな質問があったように、やはり一つずつ前に進むには全員協議会か意見交換会も教育委員会で教育長さんに来ていただくのは、僕たちが教育委員会へ行けばいいんですが、なかなか教育委員会まで行って勉強することがないもんですから、もしそういうようなお気持ちがあれば、行政と教育委員会、議会が勉強する機会を、全員協議会じゃなくてもいいですので、意見交換会としてでもいいんですが、年に2回ぐらいやっていただけたらいいかなあと思っておりますので、その点、最後になりますけれども、答弁のほどをよろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 御提言ありがとうございます。

まずその受益者負担ということですが、まだ具体的にどういうふうに金銭的なそういう援助をするのか、あるいはそういう団体に助成するのか、ちょっとそこでは即答しかねますが、私の中では、前にもいろいろお話しさせていただいたと思いますが、スポーツというのは、こう言うところちょっと語弊があるかもしれませんが、この笠松町をPRするには非常に分かりやすく、また皆さんが応援してくるんじゃないかと。さきの東京オリンピックでは、総合会館で練習をしているフクヒロペア、惜しくもメダルには届きませんでしたが、感動を与えていただきましたし、FC岐阜のサッカーグラウンド、すばらしい人工芝のグラウンドもあります。また岐阜スүүプスにおいては岐阜県内でただ一つ自治体としてスポンサーをしていただいて、その見返りというかそのあれで町のいろんなイベントにも協力していただいている。そして最近では松波総合病院で柔道部で出て国体に出場できるぐらいの選手も集まってというお話を聞きます。

そういった意味においては、本当にトップアスリートと触れ合える、こんな狭い人口2万2,000人の町でいろんな種目がある、これは本当に大きな資産でありますし、逆にそういった人たちもできることなら、今やる地域移行とか指導者として担っていただければ、子供たちにも夢と希望を与える、その中でどうしてもやっぱり財政的にもう少し支援が欲しいよというような場面があったら、そこはやっぱり柔軟に対応していきたいと思います。

そしてそれが10倍にも100倍にもなって、10年、20年たったときに、オリンピックや、あるいは国体で活躍する選手が来れば、ああ、笠松へ行けば、笠松で勉強すれば、スポーツをやれば、あるいは芸術でもいいんですが、自分たちの夢がかなうと、まさに笠松ドリームみたいな、そういった地域になれば定住促進にもつながるんじゃないかという、そんなような思いがありますので、そこはまた議会の皆さんとも諮りながら柔軟にやっぱり考えていきたいと思います。

そして、意見交換会、あるいは懇話会の件、これはとてもいいことだと思います。

私もこの立場になって教育長さんといろいろ相談や、あるいは協議をする機会があるんですが、議員のときはなかなかその表面的なもの、外部の声しか聞こえてきませんでした。同じ羽島郡でもそういつては何ですが、笠松町と岐南町、同じ教育委員会の中でもやっぱりちょっといろんな考え方の違いや実情の部分の異なるところがいろいろあると思います。

そういった中で同じ羽島郡教育委員会、自治体がまたがっての教育委員会というのは、全国でも非常に珍しいと言われています。そういったメリットを生かすためにも岐南町、笠松町、そして教育委員会、あるいは教育委員や校長先生とかそういった方々を集めて、ざっくばらんに羽島郡の教育はどういうふうにあるべきか、その中で笠松町の独自の進むべき方向というのを皆さんと一緒に考えてコンセンサスを得る。それが子供たちのためにもなり、この地域の発

展につながっていくと思いますので、そこはまた前向きに検討させていただきたいと思っております。以上であります。

〔9番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

昼どきになりましたけれども、本当にやはりここに今日お見えになる10人の議員の皆さん方も本当に子供に対しては幾らお金を使っても、やっぱり子供は育てなきゃなりません。そんなふうで教育長さん、また町長さんやら行政、執行部の皆さん方にもこれからの1年、2年が一番部活の問題等、また学校の生活等いろいろ意見が出ると思いますので、今、町長さんもありがたいお言葉をいただきました。やはり笠松町にもスポーツ協会とかスポーツ少年団、いろいろなクラブチームへ行っている子供たちもおりますので、そこら辺もしっかり予算をつけていただいて、町民運動会も少しずつお金を出してやるんじゃないかと、どかーんとうけ出して、にぎわいを持ってやっていくのも、コロナで密になるようなことでは駄目ですけども、やっぱり金を使うところは使っていただいて、どんどん進めていただきたいと思います。

今日、国会では、くしくも家庭庁の法案が通ると思います。やはりこれから虐待とかいじめ、不登校問題、この家庭庁がどのように進んでいくのか、我々はまだ未知数ですけども、やはり国会のほうもそうした動きが今日法案が通ると思いますけれども、そんなふうで今後とも教育長さんはじめ行政の方に、この羽島郡下の小・中学校の生徒、子供たちに温かいお力をお貸しいただくよう要望しておきまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川島功士君） これをもって一般質問を終結いたします。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

---

日程第2 第29号議案から日程第14 第41号議案まで及び日程第15 第1号請願、日程第16 第2号請願について

○議長（川島功士君） 日程第2、第29号議案から日程第14、第41号議案までの13議案及び日程第15、第1号請願、日程第16、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第29号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第30号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第31号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり同意されました。

第32号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この件でちょっとお尋ねしたいんですけども、車の借上料だとか、それからガソリン代、燃料代、そしてビラの印刷代、そしてポスターの印刷代、これ全て値上がりのふうになっておるんですけども、これは笠松町独自じゃなくて、国が決めたことによって笠松町の条例改正をするということだと思いますが、この値上げをした根拠、これはどういう根拠なのか、またこれは毎年見直すものなのか、例えば年金は何か3月にその時点での物価状況によって上げたり下げたりするというようなことがあるんですけども、そういうふうには例えば国家公務員の給料とかボーナスなんかは人事院勧告があつて、12月にいつもそれが改正されるんですけども、そういったふうに改正するものなのかどうなのか、その辺を教えてくださいたいんですけども、これはまだ笠松町はこの費用を支出する適用になっていないんですね、まだ選挙をやっていませんので。来年の町長選挙から初めてこれが適用されるわけなんですけど、その辺の仕組みをちょっと教えてください。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、もともとこの基準額というのは公職選挙法の施行令のほうに規定されております基準額を基に条例の規定をさせていただいております。そちらの公職選挙法の施行令における基準額が最近における物価の変動等により改められましたことに伴いまして、それに準ずる形で条例の改正をさせていただくというものでございます。以上です。

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 改正は毎年行うのか、随時適宜するのか。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） ちょっとその改定の頻度等については承知はいたしておりませんが、基本的には公職選挙法の施行令の改正に併せて改正を行っていくというような考えでございます。以上でございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） これは契約の関係みたいなんですけど、今までの例えば選挙の実績を領収書をつけて報告すればよかったんですけども、こういう公費負担になると、例えばガソリンスタンドとかリースの会社とか契約とかそういう手続というのは増えていくんでしょうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

これらの選挙公営の経費に係る契約のことについてでございますが、基本的には、費用については候補者の皆さんに支払われるのではなくて、あらかじめ候補者と契約されました業者などを候補者の方が選挙管理委員会に届出をしていただいて、その契約に基づき町のほうへ請求をするというような仕組みになっております。

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 契約書が行くんやない、業者の人たちの。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） そうですね、契約していただいたもので、それに基づいて選挙管理委員会のほうに届出をいただいて、その契約内容に基づいて町のほうから公費負担をさせていただくという形になります。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） その中の車代の件なんですけど、これは選挙期間中のあれで1日上限1万6,100円だと思うんですけど、例えば選挙カーを使用するということになりますと、その前の期間からもう借りて、何かやっぱり上の何かついたりとかしなきゃいけないと思いますけど、その費用が出るのは選挙期間中の5日間だけということでしょうか。前後にはつかずに5日間の分だけの1日お幾らというふうですかね。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

第33号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この税条例の改正のことで、住民にどのような形で、具体的にもう少し説明をしていただけないでしょうか。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

直接ぱんと影響が出るような改正という部分が今回の改正はちょっと少のうございますが、議案資料13ページに沿って外郭についてちょっと御説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず最初、固定資産税関係では、登記住所に係る人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがある方への支援措置の明確化ということで書いてございますが、こちらのほうはDVなんかで被害を受けてみえたりされる方の登記上の住所であるとかそういったことが証明書上であるとか、固定資産の課税台帳を閲覧するときに分かってしまうと生命に危険を及ぼすことがあるということで、そういったことについて新たに支援措置が明確化されたというものでございます。

先ほど一番最初に専決処分のほうをさせていただいた税条例の一部改正とも起因するんですけども、従来は住民基本台帳事務に係る支援措置の申出書ということでそういったような措置を必要とされる方については、警察署の生活安全課等を通じて各市町村のほうにそういう支援措置を求める申出書というものが提出されておりました。

そうしますと、それを受けて町としましては住民課とかにおいては当然住民票であるとか戸籍であるとか、そういったものがそういう支援を必要とする方ですよというような措置がされて、税務課のほうにもそういったような情報共有というような形で回ってまいりまして、もしこういったことがあっても、今現在もそのような対応ができるように運用はさせていただいているという状況でございます。

ただ、明文化、規定がなかったものですから、今回、大本はちょっとこちらのほうに書いてございます、中ほどの中ポツですけれども、民法の一部改正によりまして不動産登記法が改正されて、これが施行されるのが、書いてありますように令和6年4月1日からになります。こ

れ以降については、不動産の住所なんかも登記所からそういったような配慮がされて、各市町村のほうには通知がされるんですけども、それまでの間は、今まで運用上やっていたんですが、地方税法の一部改正等によって4月1日からは先ほどの税条例のほうで改正させていただいたように、そのような取扱いがされるということで、分かりやすく言いますと、そういったような規定のほうの整備がなかったんですが、そういった必要な措置は講じるよう規定が明確にされたというようなことでございます。

当然といえば当然のことなんですけど、その御本人にとって生命とか体に危害を及ぼすようなことがあってはならないことでございますので、そういった規定の整備が図られたということで御理解いただければと思います。

続きまして、個人町民税の関係でございますが、こちらのほうは住宅ローン控除と申しまして、要はローンを使って住宅のほうを取得された方の税制上の控除の制度でございます。こちらのほうを、今までは令和3年入居分までということであったものを令和7年入居分までということで延長がなされたということと、これに伴って、基本的にはローン控除というのは所得税のほうの控除でありまして、国の所得税のほうで控除する制度でございます。

ただ、三位一体の改革ですとか税源移譲の関係で引き切れなくなった分については地方税、住民税の所得割から控除しましょうという制度で今体系づけられています。そういった関係で町のほうにもこういったような改正の規定をさせていただくというようなことになっております。

あと大本は町の条例じゃなくて、租税特別措置法という法律の中で括弧書きに書いてありますような所得の要件でありますとか、控除率、ローン残高の1%であったものが0.7%に引き下げられたとかもろもろの改正というのは租税特別措置法の中で改正が行われて、それを受けて町の税条例の中で適用していくという形になっております。

それで、次めくっていただきまして14ページ、こちらのほうは上場株式の配当等に係る課税方式の一致という形で書いてあるんですけども、従来の制度でいきますと、所得税、国の税金と地方税である個人町民税の計算する上で、この配当所得についてはここに図示してありますように、所得税は申告不要で納税を完了するとか、総合課税で申告して課税するというような手法がありまして、国はそういう総合課税ですけれども、町民税の申告は申告しないよというような国の税金と町の税金で異なる申告手法が可能であったんですが、これについてはこちらのほうにも若干書かせていただいておりますように、所得がそこに含まれる含まれない関係で国民健康保険なんかの制度における影響なんかが出てきておりまして、このたび国と地方の課税方式を同一にしようという改正がなされたものでございます。

これについては、その下のほうにも書いてございますように、配当のみならず譲渡所得においても金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されておるということで、同一の

取扱いとなされるような改正をさせていただくというものでございます。

続きまして、15ページでございますが、こちらのほうは個人町民税における合計所得に係る規定の整備というような書き方がしてあるんですが、こちらのほうも要は国の税金の算定と町の税金の算定手法に相違がございまして、具体的には公的年金の控除を算定するときの所得金額の計算の中で、国の所得税においては退職所得を含んで合計所得金額と言っておりましたが、市町村の場合は合計所得金額を含まない所得金額というような扱いをしておりました。それで、従来ですと、この退職所得のある方を含んで計算しないといけなくなってしまうものですから、昨年ちょっと確認しましたら、2件ほどそういう方がいらっしゃったというふうで税務課のほうに聞いておりますけれども、そういう税の取扱いによる事務の煩雑さという部分が地方からどうも国のほうに上がっていったようです。そういったような実情を踏まえまして、今般同じ取扱いの所得を扱いにするということで、ともに退職所得を含まない総所得金額でこの控除額の算定をしますというような改正がなされたところでございます。

ちょっとどちらかという、今回そういう今申し上げました税務の課税上の事務の取扱いの保護といいますか、そういった部分を改めるべく国において法律等の改正がなされたということで、住民の皆さんに、住宅取得控除なんかはこれがこうということはお伝えできるんですけど、それ以外についてはそういったような改正になっておりますので、ちょっと十分な説明には至らないとは思いますが、そういったような概要でございまして、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 今説明いただいた最初の固定資産税関係のところの、今後その住所を記載せずということになるということであったんですが、分かる範囲でいいですけど、今までの事例として、そういういわゆることがあったかどうか、もしあったのならどのような措置をされていたのか、分かれば教えてください。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

運用上は先ほど申し上げたような取扱いをするというような取決めをしておりますけれども、現実的には該当する方の閲覧があったとは承知しておりません。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 先ほど村井部長が個人町民税関係の説明をしてくださったんですけど、

ちょっと確認なんですけど、これは令和15年までのが、要は5年延びて20年までなんで、これは町民にとってはいいということですよ。

だけれども、これは適用対象者の所得要件が3,000万以下から2,000万円以下になり、控除率が1%から0.7%ということは、要はその分控除額が少なくなるということは、要するにちょっと厳しくなったという、延びる分、その分で厳しくなったというふうに理解すればいいんですかね。その確認をちょっとお願いします。

○議長（川島功士君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

期間の延長につきましては、そういった住宅取得をローンを活用して使われる方にとってはいい改正ということでございます。

所得要件の対象者は、今までですと3,000万円あっても対象になったものが2,000万円以下じゃないとということですので、この辺はやっぱりその辺の富裕層といいますか裕福な方についてはちょっと対象外という、外されたと。

あと最もあれなのは控除率の1%から0.7%という部分なんですけど、こちらのほうは制度は年度末のローン現在高、例えば2,000万円ありましたら、その1%で20万円が控除になっておったわけですけども、これは会計検査院等のほうから指摘がございまして、昨今のずっと低金利の中で1%を下回るような金利で借入れをして、それでローン対象にすると、こちらのほうで得をしてしまうというとあれなんですけども、そういったような現象が見受けられて、一応そんなような会計検査院から指摘があったということで、昨今の市場金利なんかを踏まえて今回0.7%という形で引き下げられたということで、納税者側からすると不利益ですけども、現実に即した形での改正がなされたというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（川島功士君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

第34号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第37号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 財産の処分についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

第39号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

- 7番（伏屋隆男君） 2つあるんですが、1つは33ページの歳入で町債が6,080万円の補正予算なんですけれども、これは緊急自然災害防止対策事業ということで、国の国土強靱化の関係の事業なんですけど、これは一旦町で起債を起こして、そのうちの70%が国の交付税算入される、国の補助がもらえると。30%が自己財源だという話を前から聞いておるんですけれども、これというのは今回6,000万円なんですけれども、去年は480万円であったし、その前も同じような金額だったということなんですけれども、上限額があるのかどうかというのが1つと、これは今回6,080万円の起債を起こすんですけれども、これを起こした後の財務計画として、いつの時点で国の交付税算入が70%されるのか、それによって、いわゆる起債ですから借金になるわけで

すので、利息は払わないかんわけですね。長くなればなるほど利息もたくさんになりますので、国が例えば令和4年度にこの金の起債を起こせば、4年度中に交付税算入で金をもらうならば、そんなに長い期間の起債を起こさなくても、残りの3割分は町の自己財源で払えばそれで済むわけですね。これが例えば3年間で支払いますよということなのか、その辺のこと、財務計画も立てないかんで、その辺もちょっと教えていただきたいというのが1点目。

それから2点目は、39ページの土木費なんですけど、都市計画費で1,243万8,000円の補正を組んでいるんですけども、これは全部職員異動によるとなっているんですけど、ところがこれは補正の財源内訳を見ると、国とか県の支出金が258万1,000円とあるんですね。国とか県の金がこういった特定財源としてもらえるというのは、会計年度任用職員ですと国の金が出るわけですので、その人件費として充てるものだというふうに考えられるんですけど、職員異動ということなんで、全部増額されているんですね。その辺の兼ね合いがよく分からないので、この国・県の支出金がどういうものなのか、それを教えていただきたいんですけど。

以上、2点お願いします。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、私のほうからまずもって都市計画総務費の関係でございますが、国・県の支出金があるというお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、財源内訳補正に258万1,000円ということでございますが、こちらにつきましては、都市計画策定事業というものがございまして、こちらにつきましては都市計画基礎調査業務で岐阜県と委託契約を結んでおりまして、これが国のほうから支出されるものでございまして、こちらの都市計画基礎調査につきましては県が実施する調査でございますが、都市計画法の第6条第1項で定められておりまして、おおむね5年ごとに1回行うということでございまして、今回が10回目の調査になります。

その関係で国が行うことによりまして、町でもお手伝いするというような取決めがございまして、その部分の委託料をいただいたということになっております。以上でございます。

[「32ページ」の声あり]

申し訳ございません。

こちらにつきましては、当初予算のときにまだ御連絡がございませんでしたので、改めてこちらのほうが県のほうから通知がございましたので、こちらのほうを計上させていただいております。

また、今年度から建設課のほうで特別チームをつくりまして、その人件費の部分も含まれておりますので、その部分が計上されております。以上でございます。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、33ページの起債の関係での御質問にお答えをさ

せていただきます。

まず1つ目、この起債、上限があるのかという御質問でございますが、上限はございません。ただ国の予算、令和4年度でいきますと4,000億円ありますが、その国の予算の範囲内、また国の予算が県に配分されますので、その範囲内で活用ができるということでありましたが、ただこれは全てが借入れをできるわけではございません。町のほうから事業計画というのを策定いたしまして、今回ですとこの道路舗装になりますので、5年間の計画を立てまして、国のほう、国交省のほうに提出をして認められた分だけが借入れができるということで、今回この歳出のほうでも建設のほうで39ページの土木費の道路橋梁費、道路維持費ということで工事請負費6,084万7,000円が提案させていただいておりますけど、この分が国のほうから決定をされましたので、それに伴う起債ということで6,080万円を今回提案させていただいております。

続いて、交付税算入の時期、いつからかということでございますが、交付税算入につきましては元利償還金の70%が算入ということになっておりますので、起債を借り入れまして償還が開始する年度、その年度の元利償還金額の70%が基準財政需要額に算入をされるということでございます。

あと、期間につきましては、今回この償還期間は10年間の償還を予定しております。その10年間の理由につきましては、今回舗装の工事に対応する起債となりますので、舗装の耐用年数というのが10年となりますので、その10年間の間での償還ということで、そのように計画を立てているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そうすると今の調査の関係でさらにちょっと聞きたいんですけども、いわゆる国土強靱化の関係の5か年計画があるんですけども、その関係で緊急自然災害ということで、笠松町は道路整備にその事業を対象にしているんですけども、計画を立てて国土交通省の承認を得たものについて、その年度ごとに国が認めてくれると。起債を起こしてもいいよということを認めてくれるということの今答弁だったんですけども、令和4年度はこの道路整備で6,000万円ということですけども、令和7年度まで緊急5か年計画があるんですね。そうすると、令和5年度、6年度、7年度というふうにあとまだ3年あるわけですね。要するにこの5年計画を国土交通省に出して、それを認めてもらったものについての起債が起こせるということなんですけれども、令和5年度以降はどういう計画になっておるのか、ちょっとそれも教えてください。

そして、アスファルトだから償還が10年だということなんですけれども、10年の償還ということは、その70%の国が交付税算入してくれる分は10年かけてくれるということで、例えば6,000万円ですと70%で4,200万円ですので、4,200万円を10年でくれると。毎年420万円しかく

れんということで、こんなもの一遍でくれれば、うちも30%ですから1,800万円持つだけで余分に利息を払わんでもいいわけですね。そういったアスファルトだから10年、ほかのものだったら何年というそういう基準があるんですか、これ。これは1年でまとめてくれというわけにいかんのですかね。その辺をちょっと教えてください。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、緊急自然災害防止対策事業債の計画の件でございますが、こちらにつきましては今年度、2022年に6,084万円計上させていただいております。

あとこちらの条件としましては、交通量の多い主要道路ということが条件とされておりまして、笠松町全域におきましてパトロールを行った結果、約5,000万円から6,000万円ぐらいの計上を確保、2025年までにしております。

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 来年以降はないということなの。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） いや、ございます。

来年度は5,300万円ほど計画は入れております。その後5,500万円ほど入れております。2025年には6,300万円ほど計上はしております。これは申請はしておりますので、その後内示が来るかどうかということになります。以上でございます。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私のほうから起債の関係でお答えをさせていただきます。

その期間の関係になりますけど、やはり道路整備とかにつきましては、次世代というか次の世代の方にも使っていただくということで、今の世代に負担を全てお任せするのではなく、やはり起債の性質的には世代間の平準化をさせるというようなこともありますので、今回そのアスファルト舗装の耐用年数が10年ということで、10年以上の借入はもちろんですけれども、そのぎりぎりといったら変ですけど、その可能な限りの期間を借り入れていきたいというふうで考えているところでございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 39ページの道路新設改良費の委託料の275万円の道路新設改良設計業務委託料のところなんですけど、先日ちょっと伺ったときなんですけど、52号線のいざり坂の交通量を2日間、平日と夏休みを兼ねて交通量を調べるというふうに聞いたんですけど、これを調べて、例えば交通量が少なければそのままなのか、交通量が多いとどういうふうに、要する

に改良していこうというふうにどういうふうに考えてみえるのかということ。以前、安田議員からも一般質問されているから、今後どうしていくというか、それを前向きに検討する意味でのこの調査なのかどのように考えてみえるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（川島功士君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、通称いざり坂の関係でございますが、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、平成25年度に路線改良計画をしました。当計画につきましては、岐阜県公安委員会と堤防道路及び堤防下の道路を接続する米野江川1号線との交差点の安全対策の再検討及び当路線の整備により生じます交通量の変化に応じた路線の規模、規格についての妥当性の検討が求められたところでございます。

そこで、今回の業務におきましては、計画地周辺の交通量を把握するため、周辺交差点に交通量調査を実施するものでございます。

実施内容としましては、交差点方向、車の4車種、乗用車、小型貨物、バス、大型貨物、この4車種につきまして交通量の調査を行うものでございます。場所につきましては、ピアゴ前の交差点、中野のローソン前の交差点、それと水防センターの上の交差点になります。

こちらにつきまして交通量調査を行った後に、米野西交差点から堤防道路へ上がる交通量、主に大型車の現状の流れを把握しまして、米野52号線を整備した場合の交通の転換を予測しまして、計画の基礎をつくるものでございます。

それによりまして、整備により交通量が大きく転換されることが予測される場合につきましては、特に大型車の通行なんですけれども、必要に応じましてより広域的な交通量の推計を実施しまして、道路規格や道路構造の検討を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（川島功士君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2 時15分